長与町スポーツ協会スポーツ表彰に関する細則

|  |
| --- |
| （目的）1. この細則は、長与町スポーツ協会スポーツ表彰に関する規則（以下「規則」とい　　　う。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（被表彰者）第2条　規則第2条による表彰は、次の各号に該当する個人又は団体とする。　　　１．スポーツ奨励賞　　　（１）一般（成人・未成年）の表彰ア　国民体育大会に選手として出場した個人又は団体　　　　　　イ　県大会で優勝し、権威ある全国大会に出場した個人又は団体　　　　　　ウ　県代表として九州大会等で入賞した個人又は団体エ　記録競技会において、県記録等を更新するなど成績が顕著な個人又は団体　　　　（２）高校生の表彰　　　　　　ア　長崎県高校総合体育大会において、優勝した個人又は団体　　　　　　イ　権威ある全国大会に出場した個人又は団体　　　　　　ウ　県代表として九州大会等で入賞した個人又は団体　　　　　　エ　記録競技会において、県記録等を更新するなど成績が顕著な個人又は団体　　　（３）中学生の表彰　　　　　　ア　長崎県中学校体育連合大会において、優勝した個人又は団体　　　　　　イ　権威ある全国大会に出場した個人又は団体　　　　　　ウ　県代表として九州大会等で入賞した個人又は団体　　　　　　エ　記録競技会において、県記録等を更新するなど成績が顕著な個人又は団体　　　（４）小学生の表彰　　　　　　ア　権威ある県大会において、優勝した個人又は団体　　　　　　イ　権威ある全国大会に出場した個人又は団体　　　　　　ウ　県代表として九州大会等で入賞した個人又は団体　　　　　　エ　記録競技会において、県記録等を更新するなど成績が顕著な個人又は団体　　２．体育功績賞　　　　（１）10年以上スポーツの普及、振興のため、企画、指導にあたり、40歳以上で、顕著な功績を残した個人又は団体。但し、単にスポーツ関係団体の名目的役割にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員の職務としている者は除く。　　　　（２）過去において、主としてスポーツに関する功績により長与町教育委員会の表彰を受けていない個人又は団体　　　　（3）会長が特に必要と認めた個人又は団体（表彰制限）1. 前条に該当し、同一表彰区分の表彰を既に受賞している個人又は団体は、表彰しないこととする。ただし、前回より優れた成績を収めた場合については表彰する。

（推薦等）第４条　本会の各単位協会長は、第2条各項に該当すると認められる個人又は団体があるときは、推薦書（別紙、様式第1号・様式第2号）により本会長に推薦することができる。（表彰対象）第５条　本会に会員登録し、次の条件に該当する個人又は団体を表彰の対象とする。ただし、小・中・高校生については、本会未登録者も表彰の対象とする。　　　　　２．個人又は団体の区分は、次によることとする。1. 個人とは、個人戦の競技に出場した者又は、本会未登録者及び町内外在住者で編成したチームで団体戦に出場した者
2. 団体とは、単独チームで団体戦に出場したチーム。なお、単独チームとは、単一校、単一クラブ並びに町内在住者で編成したチーム

　　　　　３．競技態度が高潔で、日常生活においても他の模範となる個人又は団体　　　　　４．スポーツ精神を高揚した個人又は団体附　則この細則は、平成 ９年４月１日から施行する。この細則は、平成１６年４月１日から一部改正施行する。この細則は、平成２５年４月１日から一部改正施行する。この細則は、令和３年４月１日から一部改正施行する。 |